平成２６年（フ）第１６８号
神戸市中央区筒井町１丁目１番１―519号
破産者　玉木　美之
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０２号
兵庫県高砂市百合丘３番17―２号
破産者　佐々木正博
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８４号
大阪府泉佐野市日根野4091番地ふぁみ一ゆ泉佐野弐番館603号室、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町口里609番地
破産者　岩城　一郎
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８４号
愛媛県松山市南高井町868番地
破産者　隅川　雄二
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７６号
熊本市南区南高江１丁目19番20号　レオパレス南高江208号、前住所熊本市南区八幡６丁目９番70―１―303号　市営南部中央団地１棟
破産者　佐川　浩一
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８７号
熊本県菊池市亘110番地２　シティハイツ千田Ｉ103号、前住所熊本県合志市須屋277番地６
破産者　笹原　雅実
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３３号
熊本県宇城市松橋町両仲間1522番地　マンション小花201号、前住所熊本県八代郡氷川町鹿野335番地
破産者　森田　伸一
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
熊本県宇城市松橋町両仲間1522番地　マンション小花201号、前住所熊本県八代郡氷川町鹿野335番地
破産者　森田さと美
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５号
宮崎県延岡市富美山町4370番地２
破産者　國武　信子
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１３６号
宮崎県延岡市富美山町4370番地２
破産者　笠　　モト
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１９号
鹿児島県鹿児島市鷹師１丁目４番地６
破産者　原田　三男
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１号
青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石902番地２
破産者　長尾　公一
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
岩手県北上市村崎野19地割127番地８　ヘルメスＯＢＡＲＡ207号、旧住所埼玉県さいたま市桜区桜田３丁目６番17号　レオパレスエクセラン102号室
破産者　小野寺義孝
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第７８７号
仙台市泉区山の寺１丁目14番21号　カーサ・ノバ202、破産開始決定時の住所仙台市青葉区八幡６丁目12番15号　フォレスト佐重Ａ棟101
破産者　増原　知行
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
茨城県取手市井野２丁目３番30―405号、破産手続開始決定時の住所茨城県取手市桜が丘２丁目23番６号
破産者　藤原　邦道
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
新潟市西区ときめき西３丁目10番地４　グレース参番館101号、前住所新潟市西区小針１丁目11番12号　ダイアパレス小針905号
破産者　池田　真一
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８号
静岡県沼津市下香貫林ノ下1937番地の12
破産者　石神　真弓
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
愛知県碧南市塩浜町１丁目21番地
破産者　古山　幸弘
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可